

議案第 6 1 号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（供用時間等）</p> <p>第 3 条 駐車場の供用時間は午前零時から午後 1 2 時までとし、自動車を入場又は出場させることができる時間は<u>午前 7 時から午後 1 1 時までとする。</u>ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第 5 条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めたときは、別表第 3 に定める種類の区分に応じて同表に定める金額の範囲内で規則で定める額により、<u>定期駐車券を発行することができる。</u>この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</p> <p>4 第 2 項の駐車回数券又は前項の定期駐車券に係る使用料については<u>これらが発行するときに、規則で定めるところにより登録を受けた者に係る使用料については後払いにより、それぞれ徴収することができる。</u></p>	<p>（供用時間等）</p> <p>第 3 条 駐車場の供用時間は、<u>午前零時から午後 1 2 時までとし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前 7 時から午後 1 0 時までとする。</u>ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</p> <p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第 5 条 駐車場の使用料は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、特に必要があると認めたときは、別表第 3 に定める種類の定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。</p> <p>4 第 2 項の駐車回数券又は前項の定期駐車券による使用料については、<u>これらが発行するときに徴収することができる。</u></p>

(割増金)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により第5条の規定による使用料の徴収を免れた者があるときは、その者から徴収を免れた使用料のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

別表第2 (第5条関係)

区分	単位	金額
基本使用料	30分までにつき1台	150円
超過使用料	超過時間30分までごとにつき1台	150円
夜間使用料	午後10時から翌日午前8時までにつき1台	1,500円

備考 [略]

別表第3 (第5条関係)

種類	金額(1台につき1月)
全日定期駐車券	15,000円
平日定期駐車券	9,000円

備考 平日定期駐車券により利用することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1)・(2) [略]

(割増金)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により第5条の規定による使用料の徴収を免れた者があるときは、その者から徴収を免れた使用料のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

別表第2 (第5条関係)

区分	利用時間	(使用料1台につき)
基本使用料	午前7時から午後10時まで	駐車時間30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに180円
夜間使用料	午後9時30分から翌日午前7時30分まで	1回 1,800円

備考 [略]

別表第3 定期駐車券 (第5条関係)

種類	利用時間	使用料(1台につき)
全日定期駐車券	午前零時から午後12時まで	1月 15,000円
平日定期駐車券	午前零時から午後12時まで	1月 9,000円

備考 平日定期駐車券は、次に掲げる日以外の日の利用とする。

(1)・(2) [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前のさいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例第5条第2項の規定により発行された回数券は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

)以後においても、なお従前の例により使用することができる。

3 この条例による改正後のさいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2の規定は、施行日以後の自動車の駐車について適用

し、施行日前の自動車の駐車については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日の午前零時から午前7時30分までの間における自動車の駐車（施行日の午前7時以後に入場したものの駐車を除く。）に係る改正後の条例別表第2夜間使用料の項の規定の適用については、なお従前の例による。